


所管部課	福祉部 生活福祉課	部長	田口茂夫	
件名	東大和市生活保護法施行細則の一部を改正する規則について			
		区分	○	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>平成30年6月8日付け生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、生活保護法、生活保護法施行令及び厚生労働省令の一部改正が行われたため、所用の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進学準備給付金の支給に関する規定の創設による条文の追加。 ・進学準備給付金申請書様式の追加。 <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>生活保護世帯の子どもの大学等への進学の支援が図られることにより、当該子どもの自立を促進する。</p>				
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>規則の案文は、文書課において審査済。</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>改正規則の施行に伴うシステム改修の予算は6月補正予算にて補正済み。 対象者への周知は施行日後を予定。</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。